

本県は、県土の3分の2が森林であり、自然が豊かで多種多様な野生動植物が生息・生育していますが、一部の野生鳥獣においては、管理されなくなった農地・里山等の増加や自然環境の遷移、狩猟者の減少等に伴う生息数の増加及び生息域の拡大により、自然環境や農林水産業への被害が拡大し、平成26(2014)年度の農林業被害額は838,488千円となっています。

注：このほか、平成17(2005)年度に尾瀬、平成27(2015)年度に芳ヶ平湿地群がラムサール条約湿地に登録されており、現在のラムサール条約湿地は3か所となっています。

③ 生活環境の保全と創造

平成21(2009)年に環境基準が設定された微小粒子状物質（PM2.5）については、平成26(2014)年度までに10回の監視体制を整え、県ホームページを通じて測定結果を公表しています。また、平成25(2013)年度にPM2.5注意報発令体制を整えましたが、平成26(2014)年度まで発令実績はありません。

平成23(2011)年の東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、本県にも放射性物質が飛来しました。25箇所のモニタリングポストと携帯用測定器により県及び市町村が測定を行い、放射線マップを作成し公表してきました。この間の関係者による除染作業や自然減衰により、平成26(2014)年5月に1,124地点を測定した結果、生活空間における全ての地点で0.20μSv/h未満となり、全体的に空間放射線量率の減衰傾向が認められました。

④ 持続可能な循環型社会づくり

ごみの減量には、3R（リデュース、リユース、リサイクル）とともに、生活スタイルの転換が必要です。このため県では、県民への普及を図るため平成12(2000)年度から「買い物袋持参運動（マイ・バッグ・キャンペーン）」を積極的に進めてきましたが、現在では、各種団体・事業者・有識者・行政で構成する「群馬県環境にやさしい買い物スタイル普及促進協議会」に受け継がれ、県内の339店舗が協力店として登録しています。

各種資源の有効利用促進のため、本県では平成23(2011)年度にバイオマス活用推進計画を策定し、10年後の目標値（利用率81%）を設定しました。

不法投棄関連では、平成25(2013)年度に「群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例」を制定し、生活環境を保全するとともに、土砂災害の発生防止を図っています。

⑤ 全ての主体が参加する環境保全の取組

平成20(2008)年度から、本県の貴重な自然が残る「尾瀬」を県内の小中学生が訪れるよう「尾瀬学校」を開設しました。

本県では、地域の環境保全活動の牽引役を育成する取組として、「群馬県環境アドバイザー登録制度」を設けていますが、多くの環境活動を行うボランティアグループやNPO法人がある中で、活動内容が固定化され、活動者数は減少傾向にあります。このため、平成24(2012)年度からは、「ぐんま環境学校（エコカレッジ）」を創設し、ボランティア相互のネットワークづくりと主体的に環境学習を実施できる人材の育成に努め、平成26(2014)年度までに53人が修了しました。

環境行政の動き (2006-2014)

年度	群馬県の取組	国等の動き
2006	環境G S認定制度創設 群馬県流域別環境基準維持達成計画策定	
2007	尾瀬国立公園誕生(29番目の国立公園) 第10次鳥獣保護事業計画策定 群馬県一般廃棄物処理マスタープラン(県広域化計画)策定	尾瀬ビジョン策定 エコツーリズム推進法制定 第三次生物多様性国家戦略策定
2008	尾瀬学校開始	生物多様性基本法制定 京都議定書第1約束期間(~2012)
2009	群馬県地球温暖化防止条例制定 群馬県土壌汚染対策専門家会議設置	尾瀬国立公園シカ管理方針策定 生物多様性国家戦略2010策定
2010	環境基本計画(2006-2015)中間見直し 群馬県地球温暖化対策実行計画(2011-2020)策定 群馬県循環型社会づくり推進計画策定	生物多様性条約第10回締約国会議(C O P 10)開催 生物多様性地域連携促進法制定 東日本大震災・福島第一原子力発電所事故発生
2011	第11次鳥獣保護事業計画策定 群馬県バイオマス活用推進計画策定	放射性物質汚染対処特別措置法制定 環境教育等促進法改正
2012	群馬県レッドデータブック改訂 渡良瀬遊水地ラムサール条約湿地登録 電源群馬プロジェクト開始	生物多様性国家戦略2012-2020策定
2013	群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例制定 群馬県次世代自動車充電インフラ整備ビジョン策定	
2014	ぐんま緑の県民基金事業の創設 群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例制定 群馬県環境学習等推進行動計画策定	地域自然資産法制定